資料3
令和8年8月27日
令和8年度
仙台市食育推進会議

第５次食育推進基本計画　概要

令　和　８　年　６　月
農林水産省

第５次食育推進基本計画　概要

【はじめに】

○　食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化**や、**食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化。**

○　**食や農への関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要**であり、**食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、食料安全保障の確保にも資する食育**を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進

【第１　食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

（１）学校等での食や農に関する学びの充実

・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない**子供が増加

・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、**「農林漁業教育」**を推進

（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**

・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

・**国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる**中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少

・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

○　これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化**や**取組の見える化**、**PDCAサイクルによる施策の見直し・改善**、**行動変容に向けた機運の醸成**、**食育推進体制の整備**等の取組を推進

第５次食育推進基本計画　概要

【第２　食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第３ 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

１．家庭における食育の推進：

・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進

・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進　等

２．学校、保育所等における食育の推進：

・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上

・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出

・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進　等

３．地域における食育の推進：

・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進

・健康寿命の延伸につながる食育の推進

・「食育実践優良法人顕彰」の実施

・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供　等

４．食育推進運動の展開：

・食育に関する理解醸成や行動変容の促進

・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進　等

５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進

・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進

・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

６．食文化の継承のための活動への支援等：

・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開　等

７．食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進

・食育や日本の食文化の海外展開　等

【第４ 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善　等

第５次食育推進基本計画における目標・指標・目標値

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

	<指標>	現状値（令和７（2025）年度）	目標値（令和12（2030）年度）
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%	５%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合	36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
	・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	9.6g/258.7g/78.1g（令和６（2024）年度）	7g/350g/200g（令和14（2032）年度）
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
ゆっくりよく噛んで食べる	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合	57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%	70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%	60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

	<指標>		
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数	月14.1回	月15回以上
	・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値（令和７年度）から維持・向上した都道府県の割合	－	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	48.8%	55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月１回以上食べている国民の割合	54.7%	60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人（令和6（2024）年度）	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.9%	100%

参考資料

１：食育基本法の一部を改正する法律　概要

２：重点事項と目標・指標の対応関係

３：目標と達成に向けた主な推進施策

参考１ 食育基本法の一部を改正する法律 概要 （令和８年５月27日公布･施行）

一 前文の改正

１ 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

２ 国民運動としての食育の在り方の明確化

⑴ 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

⑵ 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

１ 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

２ 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

３ 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

４ 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

５ 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

１ PDCAサイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

２ 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

１ 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

２ 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

３ 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

４ 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

５ 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

（公布日施行）

参考２ 重点事項と目標・指標の対応関係

食育を国民運動として推進するために、共通の目標を掲げ、関係者が連携・協働して取組を実施

＜重点事項＞

（１）学校等での食や農に関する学びの充実

・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの食の乱れが見られるほか、生産現場の実態を知らない子供が増加

→ 栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進

（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ

→ 官民の幅広い連携・協働の取組等の行動変容を促す「大人の食育」を推進。

（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少

→ 農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組等を強化

食育推進体制の整備

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

＜指標＞

- **食育に関心を持つ**（家庭・学校・地域・企業等）
 - ・食育に関心を持っている国民の割合
- **家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす**
 - ・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
- ● **朝食の欠食を減らす**
 - ・朝食を欠食する子供の割合
 - ・朝食を欠食する若い世代の割合
- ● **栄養バランスに配慮した食生活等を実践する**
 （主食・主菜・副菜を組み合わせた食事
 食塩・野菜・果物摂取量の是正）
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合
 - ・食塩/野菜/果物摂取量の平均値
 - ・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合
- **ゆっくりよく噛んで食べる**
 - ・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合
- ● **農林漁業体験を経験する**
 - ・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合
- ● **生産現場等を意識して食品等を選ぶ**
 （産地や生産者への意識、環境への配慮）
 - ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
 - ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
- **食品ロス削減のための行動をする**
 （適正量の購入・料理、食材量等の確認）
 - ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合
- **食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する**
 （消費期限等の確認、食品の十分な加熱）
 - ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

＜指標＞

- ● **学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす**
 - ・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数
 - ・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値（令和７年度）から維持・向上した都道府県の割合
- **地域等での共食の機会を増やす**
 - ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
- **地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす**
 - ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合
 - ・郷土料理や伝統料理を月１回以上食べている国民の割合
- **食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす**
 - ・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数
- ● **推進計画を作成・実施している市町村を増やす**
 - ・推進計画を作成・実施している市町村の割合

注）●は重点事項の取組に当たりより関係性が深いもの

参考３ 目標と達成に向けた主な推進施策

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

- 食育に関心を持つ
- 家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- ●朝食の欠食を減らす
- ●栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
- ゆっくりよく噛んで食べる
- ●農林漁業体験を経験する
- ●生産現場等を意識して食品等を選ぶ
- 食品ロス削減のための行動をする
- 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

- ●学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす
- 地域等での共食の機会を増やす
- 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす
- 食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす
- ●推進計画を作成・実施している市町村を増やす

食育推進運動の展開：
・食育月間や食育の日等を通じた普及啓発　・食育に関する理解醸成や行動変容の促進　等

家庭における食育の推進：
・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等の全国的な普及啓発
・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進　等

学校、保育所等における食育の推進：
・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進　等

地域における食育の推進：
・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
・「食育実践優良法人顕彰」の実施
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供
・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」に基づく取組の推進
・地域における様々な共食の場づくりの推進　等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：
・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進
・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組の推進　等

食文化の継承のための活動への支援等

食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食育推進運動の展開：
・食に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進
・地方公共団体の食育の取組状況の見える化　等

注）●は重点事項の取組に当たりより関係性が深いもの